

お客さま各位

「ご契約のしおり・約款」の変更のお知らせ

三井住友海上きらめき生命保険株式会社

「ご契約のしおり・約款」の改定内容をご案内します。
必ずご一読いただき、「ご契約のしおり・約款」とあわせて大切に保管いただきますようお願いします。

記

1. 「終身保険特約条項」、「定期保険特約条項」、「養老保険特約条項」の改定

(1) 改定する特約が付加できる保険種類

改定する特約条項	付加できる保険種類	
終身保険特約条項	・積立利率変動型終身保険	・積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）
定期保険特約条項	・積立利率変動型終身保険 ・養老保険	・積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型） ・5年ごと利差配当付養老保険
養老保険特約条項	・養老保険	・5年ごと利差配当付養老保険

(2) 条文の追加

- ・終身保険特約条項 第22条第9項を第10項に繰り下げ、第9項を次のとおり新設します。
- ・「定期保険特約条項 第24条第9項」、「養老保険特約条項 第22条第9項」についても同様に改定します。

9. この特約の中途付加が行われた場合は、主契約または死亡保険金、災害死亡保険金もしくは災害保険金のある特約の契約内容の登録の期間は、主約款および死亡保険金、災害死亡保険金もしくは災害保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の中途付加の日から5年（この特約の中途付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、この特約の中途付加の日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

(3) 条文の削除

- ・終身保険特約条項 第24条第3項および第4項を削除し、第5項を繰り上げ、新たな第3項とします。
- ・「定期保険特約条項 第26条第3項および第4項」、「養老保険特約条項 第24条第3項および第4項」についても同様に削除し、それぞれ第5項を新たな第3項とします。

2. 「災害割増特約条項」、「新傷害特約条項」の改定

(1) 改定する特約が付加できる保険種類

改定する特約条項	付加できる保険種類	
災害割増特約条項	・積立利率変動型終身保険 ・養老保険 ・定期保険 ・無解約返戻金型定期保険 ・逓増定期保険	・積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型） ・5年ごと利差配当付養老保険 ・低解約返戻金型定期保険 ・無解約返戻金型収入保障保険
新傷害特約条項	・上記「災害割増特約条項」と同様の保険種類 ・終身保険	

(2) 条文の改定および追加

- ・災害割増特約条項 第24条第1項を次のとおり改定します。
- ・「新傷害特約条項 第30条第1項」についても同様に改定します。その際、「被保険者」を「主契約の被保険者」と、「災害死亡保険金」を「災害保険金」と、「災害死亡保険金額」を「災害保険金額」と読み替えます。

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
- (2) 災害死亡保険金の金額
- (3) 契約日（復活、復旧、災害死亡保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、災害死亡保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
- (4) 当会社名

- ・災害割増特約条項 第24条第9項を第10項に繰り下げ、第9項を次のとおり新設します。
- ・「新傷害特約条項 第30条第9項」についても同様に改定します。その際、「災害死亡保険金額」を「災害保険金額」と読み替えます。

9. 災害死亡保険金額の増額またはこの特約の中途付加が行われた場合は、主契約または死亡保険金、災害死亡保険金もしくは災害保険金のある特約の契約内容の登録の期間は、主約款および死亡保険金、災害死亡保険金もしくは災害保険金のある特約の規定にかかわらず、災害死亡保険金額の増額またはこの特約の中途付加の日から5年（災害死亡保険金額の増額またはこの特約の中途付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、災害死亡保険金額の増額もしくはこの特約の中途付加の日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

- ・災害割増特約条項 第27条第5号を次のとおり改定します。
- ・「新傷害特約条項 第33条第5号」についても同様に改定します。その際、「第24条」を「第30条」と読み替えます。

(5) 主契約の保険金額の増額が行われた場合には、この特約の契約内容の登録の期間は、第24条（契約内容の登録）第2項および第9項の規定にかかわらず、主契約の保険金額の増額日から5年（増額日において被保険者が満15歳未満の場合は、増額日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

3. 「無解約返戻金型収入保障特約条項」の改定

(1) 改定する特約が付加できる保険種類

改定する特約条項	付加できる保険種類
無解約返戻金型 収入保障特約条項	<ul style="list-style-type: none"> ・積立利率変動型終身保険 ・積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）

(2) 条文の改定

- ・無解約返戻金型収入保障特約条項 第29条第1項第3号を次のとおり改定します。

(3) 契約日（復活または復旧が行われた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下第2項において同じ。）

以 上